

No. 13 蒲郡市

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
市民生活部 環境清掃課		0533-57-4100	直 通	0533-57-3924
住 所	〒443-0105 蒲郡市西浦町口田土1		担当者氏名	福田 喜春
URL	https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kankyo/ioukasohojo.html		E-mail	kankyo@city.gamagori.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	撤去にかかる補助額	
5人槽	332,000	—	みなし浄化槽	くみ取便槽
6～7人槽	414,000	—	150,000	120,000
8～50人槽	548,000	—		

- ・ 建築確認を伴う増改築時の入れ替えの場合は対象とならない
- ・ 浄化槽のみ新設の場合は対象とならない

(2) [令和8年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
15							15

前年度実績基数 (2基)

(3) [補助対象地域]

- ・ 次の区域を除く市内全区域
 - ①市街化区域
 - ②下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の事業計画に定められた公共下水道及び流域下水道事業計画区域
 - ③農業集落排水処理事業計画区域(当分の間、施設整備が見込まれない区域を除く)
 - ④相楽地区集落排水更新事業合併処理浄化槽設置補助金交付要綱(平成27年4月1日施行)の対象地域
 - ⑤その他市長が指定する区域
- ・ 農業集落排水処理事業計画区域内であっても当分の間、施設整備が見込まれない区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①補助対象地域内に居住し、及び住所を有する者
- ②自主的に既存みなし浄化槽または汲み取り便槽を廃止する者
- ③専用住宅に処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する者(既存みなし浄化槽を撤去せず、雨水貯留施設に転用し、処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する者を含む)

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出を行わずに、浄化槽を設置する者
- ②建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認が必要となる新築、改築又は増築に伴い、浄化槽を設置する者
- ③自らの居住の用に供しない専用住宅に浄化槽を設置する者
- ④住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ⑤販売等の目的で専用住宅に浄化槽を設置する者
- ⑥市税(延滞金を含む)の滞納がある者
- ⑦同一敷地内の生活排水をすべて浄化槽へ接続することができない者
- ⑧公共事業等の移転補償として、浄化槽新設相応分の補償を受けようとする者
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不当行為等を行う者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ・ 提出期限：当該年度の2月末日(当該日が市役所の閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日)まで
 - ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し(受付印のあるもの)
 - ②設置場所の案内図
 - ③配置図及び排水経路図
 - ④工事施工見積書(浄化槽の設置工事、既存みなし浄化槽又は既存汲み取り便槽の撤去工事及び宅内配管工事、それぞれの工事に係る費用が分かるもの)及び工事請負契約書の写し

- ⑤浄化槽法に基づく設置業者登録証、浄化槽設備士免状等の写し
- ⑥浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用される浄化槽にあっては、全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑦浄化槽機能保証制度による保証登録証（市町村用）
- ⑧型式適合認定書別添仕様書及び図面
- ⑨既存施設の写真及び位置図
- ⑩賃貸人の承諾書（専用住宅を借りている場合）
- ⑪浄化槽の維持管理に係る誓約書
- ⑫その他市長が必要と認める書類

（8）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は3月15日（当該日が市役所の閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日）のいずれか早い日まで
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査依頼書の副本及び契約書の写し
- ③浄化槽の設置に要した費用の領収書及び工事施工精算書（浄化槽の設置工事、既存みなし浄化槽及び既存汲み取り便槽の撤去工事及び宅内配管工事、それぞれの工事に要した費用が分かるもの）の写し
- ④浄化槽設置工事施工の写真（既設物の撤去等から浄化槽の設置までの経過が分かるもの）
- ⑤浄化槽設備士が施工状況を確認したことを証する工事チェックリスト
- ⑥既存みなし浄化槽廃止届の写し
- ⑦その他市長が必要と認める書類

（9）【 その他 】

- ①みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限15万円の上乗せ補助を行っている
- ②くみ取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限12万円の上乗せ補助を行っている
- ③みなし浄化槽からの転換に要する宅内配管工事費用を33万円まで補助を行っている
- ④くみ取り便槽からの転換に要する宅内配管工事費用を33万円まで補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください